

移動等円滑化取組報告書（バスターミナル）

(2024年度)

住 所 岡山市北区下石井2-10-12
杜の街グレースオフィススクエア5F
事業者名 両備ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 松田 敏之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となるバスターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
西大寺バスセンター	案内サイン、床面、照明設備の適切な維持、改善に取り組む。	計画通り実施

② バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
安全確保と円滑に乗降できる環境の整備	乗降場において、お客様の待合場所とバスの進入場所との間に柵を設置し、安全を確保するとともに、車椅子使用者が円滑にバスに乗降できる構造を維持する。	計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務社員によるお客様案内の充実	バスセンター乗り場への出発5分前配車の徹底と、乗車にお困りのお客様に対する下車案内等の積極的な支援を行う。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
掲示物の改善	見えやすく分かりやすい時刻表やお知らせ掲示を行う。	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
社員教育の充実	車椅子乗降時の取り扱い方法や車椅子使用体験、高齢者疑似体験等の、高齢者及び障がい者の乗降支援に関する教育を実施する。	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発ステッカー、チラシの活用	ヘルプマークの認識を促すステッカー掲示やバリアフリートイレに関するチラシを活用し、広報を行う。	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

お客様センターと情報共有することで、お客様からのご意見やご要望を即座に改善につなげる取り組み、従業員指導を行う。
--

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページに掲載。

(4) その他

--

Ⅱ バスターミナルの移動等円滑化の達成状況(バスターミナルごとに記入)

(2025年3月31日現在)

バスターミナルの名称	所在地 都道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	バース の数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設備 の設置 の有無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	乗降場 への対 応	リフト付 バスが乗 降できる スペース または バースの 数
	岡山県 岡山市	550			7			○	—		7
(合計) 計ターミナル					7			1			7

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満のバスターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第7号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

3. バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

7. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

8. 乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第23条第2号の基準に適合する柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

9. リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第3号の基準に適合する数を記入し、(合計)にはその合計数を記入すること。

10. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

11. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

12. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。